

積丹町旅先納税加盟店募集要領

1 目的

積丹町滞在時又は訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「旅先納税」という。）を開始します。返礼品は町内事業者で利用できる電子クーポンとし、寄附された町外在住の方が、実際に積丹町を訪れていただくことで、町内での消費喚起、交流人口の増加、町内事業者の活性化を図ることを目的とします。

2 実施概要

旅先納税利用者は、旅先納税専用の Web サイトからふるさと納税を行い、返礼品として電子クーポンを取得します。取得した電子クーポンを自身のスマートフォンで表示させ、旅先納税加盟店に対して提示します。加盟店は、決済機器である電子スタンプを使い、スマートフォンの画面に触れ、決済を行う簡易、迅速な内容となっております。

3 参加資格・条件参加資格・条件については、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 積丹町旅先納税加盟店規約に同意したもの
 - (2) 総務省がまとめたふるさと納税返礼品の地場産品基準に該当する商品・サービスを提供しているもの
 - (3) 町外の店舗にて旅先納税の使用を制限できるもの
 - (4) 各種法令、条例等に適した業務を行っているもの
 - (5) 個人情報の取扱いを厳重に行うことができること
 - (6) 次のいずれにも該当しないもの① 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に指定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する
- 「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行っているもの

4 返礼品の概要旅先納税の返礼品としての電子商品券の概要は以下のとおりとします。

- (1) 使用期間：2022年6月15日～
- (2) 取扱ギフト種類：7種類の電子クーポン（1円単位で使用できるものとする。）を用意
 - ① 1,500円分（5,000円以上の寄附で付与）
 - ② 3,000円分（10,000円以上の寄附で付与） ③ 15,000円分（50,000円以上の寄附で付与）
 - ④ 30,000円分（100,000円以上の寄附で付与）
 - ⑤ 90,000円分（300,000円以上の寄附で付与）
 - ⑥ 150,000円分（500,000円以上の寄附で付与）
 - ⑦ 300,000円分（1,000,000円以上の寄附で付与）

5 精算サイクル

月に1回締日（原則月末締め）を設け、その日までの間に町に到着した取引データをもとに、月に1回（締日の翌月末日。末日が土日祝日の場合は、前営業日）に指定口座へ売上金を振り込むものとします。

6 加盟店登録申込について

加盟店登録希望者は、下記の書類3点をご準備の上、旅先納税事務局 株式会社スプレスまでEメールまたはFAXにてご提出をお願いします。

※旅先納税システムや電子スタンプのセットアップに2～3週間程度お時間を頂きますので、ご承知おき願います。

- (1) 加盟店誓約書兼申込書
- (2) 換金振込先の口座を確認できる書類（通帳のコピーなど）
- (3) 店舗や商品など、加盟店一覧に掲載できる画像データ

【提出先】旅先納税事務局 株式会社スプレス

- Eメール：souplesse-op@souplesse.jp
- 電話：011-807-5603
- FAX：011-807-8080